

第155回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

2024年6月17日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

○神山計画課長 大変お待たせしております。ただいまより、第155回「東京都自然環境保全審議会」を開催させていただきたいと存じます。

私は、事務局を務めさせていただきます環境局自然環境部計画課長の神山でございます。この4月に着任させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

途中、映像や音声が途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。何か不具合がありましたら、事前にお知らせしております連絡先のほうに御連絡をお願いいたします。

続いて、会議中のお願いですが、会議中は常にミュートの状態にしていただきますよう、お願いいたします。また、カメラについては、通信状況の悪化を防止する観点から、カメラを切った状態をお願いしたいと思います。御発言になる場合は、Zoomの「挙手機能」の「手を挙げる」を使用してお知らせください。その際に、カメラをオンにしてお待ちいただけますと助かります。会長が指名しましたら、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

また、本日はおおむね1時間程度を見込んでおりますが、意見や御質問の状況によりましては、1時間を超える場合もありますので、御了承いただきたいと思います。

会議に先立ちまして、新たに審議会の委員に御就任いただいた方を事務局より御紹介させていただきます。お手元の第26期委員名簿に星印を記載してございます。事務局から御紹介させていただきます。名前をお呼びしましたら、ビデオを開始にいただき、ミュートを解除して一言お願いいたします。

片岡委員でございます。

○片岡委員 片岡です。よろしく願いします。

○神山計画課長 上條委員につきましては、本日、欠席の御予定となっております。次回以降に御紹介をさせていただきたいと存じます。

続きまして、佐伯委員でございます。

○佐伯委員 佐伯です。よろしく願いいたします。

○神山計画課長 中島委員でございます。

○中島委員 中島です。よろしく願いします。

○神山計画課長 続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は、委員、臨時委員43名中、現時点で34名の方に御出席いただいておりますので、規定により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。

新たに御就任いただきました委員の皆様は御紹介させていただきましたので、その他の委員を順番にお呼びいたします。先ほどと同様に、お呼びいたしましたらビデオを開始していただき御挨拶をお願いしたいと思います。

荒井委員でございます。

○荒井委員 荒井です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 石井委員でございます。

○石井会長 石井です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 板寺委員でございます。

○板寺委員 板寺です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 一ノ瀬委員でございます。

○一ノ瀬委員 一ノ瀬です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 神山委員でございます。

○神山委員 神山でございます。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 木川田委員でございます。

○木川田委員 木川田です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 窪田委員でございます。

○窪田委員 窪田です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 小柳委員でございます。

○小柳委員 小柳です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 高田委員でございます。

○高田委員 高田です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 田尻委員でございます。

○田尻委員 田尻です。どうぞよろしくお願いいたします。

○神山計画課長 益子委員でございます。

○益子委員 益子です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 安川委員でございます。

○安川委員 安川です。今年もよろしくお願いいたします。

- 神山計画課長 山崎晃司委員でございます。
- 山崎（晃）委員 山崎です。よろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 山崎靖代委員でございます。
- 山崎（靖）委員 山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 田村委員でございます。
- 田村委員 田村です。よろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 森村委員でございます。
- 森村委員 森村でございます。よろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 古城委員はいらっしゃっていますか。
- 古城委員 古城でございます。よろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 アオヤギ委員でございます。
- アオヤギ委員 アオヤギです。よろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 宮瀬委員でございます。
- 宮瀬委員 宮瀬です。よろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 保坂委員は、今、入れておりますでしょうか。
遅れていらっしゃるということをお聞きしておりますので、また、後ほど、もし機会がありましたら御紹介します。
- 続きまして、小林洋子委員でございます。
- 小林（洋）委員 小林洋子です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 師岡委員でございます。
- 師岡委員 師岡でございます。よろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 川谷委員でございます。
- 川谷委員 都民委員の川谷です。よろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 藤間委員でございます。
- 藤間委員 藤間です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 松井委員でございます。
- 松井委員 松井でございます。よろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 石田委員でございます。
- 石田委員 石田です。よろしくお願いいたします。
- 神山計画課長 小林達明委員でございます。

○小林（達）委員 小林達明です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 澤井委員でございます。

○澤井委員 澤井です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 竹下委員でございます。

○竹下委員 竹下です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 田島委員でございます。

○田島委員 田島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○神山計画課長 八尾委員でございます。

いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○神山計画課長 山田委員でございます。

○山田委員 山田です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 山中委員でございます。

○山中委員 山中です。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 ありがとうございます。

今、通信できなかった方、どなたかいらっしゃったら言ってください。

よろしいですか。時間も限られていますので、また途中で必要がありましたらお声がけさせていただきます。

それでは、次に、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

自然環境部長の宮武でございます。

○宮武自然環境部長 宮武でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神山計画課長 自然環境部計画担当課長の青山でございます。

○青山計画担当課長 青山でございます。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 生物多様性戦略推進担当課長の大野でございます。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 大野でございます。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 野生生物担当課長の上中でございます。

○上中野生生物担当課長 野生生物担当課長の上中と申します。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 緑環境課長の渡邊でございます。

○渡邊緑環境課長 緑環境課長の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神山計画課長 水環境課長の大久保でございます。

○大久保水環境課長 大久保でございます。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 多摩環境事務所長の近藤でございます。

○近藤多摩環境事務所長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○神山計画課長 多摩環境事務所自然環境課長の奥津でございます。

○奥津多摩環境事務所自然環境課長 奥津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神山計画課長 なお、本日、環境局長の松本は業務の都合により欠席させていただいております。次回総会の際に改めて御挨拶させていただきたいと思っております。

以上で事務局職員の紹介を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、石井会長、審議会の開会をお願いいたします。

○石井会長 それでは、第155回東京都自然環境保全審議会を開会いたします。

本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいます。

審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思っております。事務局は、傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴者入室)

○石井会長 それでは、初めに、委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議会は「都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議する」、そのことを目的として設置されたものでありますので、本日の審議に当たりましても、自然の保護と回復を図るという観点から御審議をいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

では、事務局より資料の確認をお願いします。

○神山計画課長 承知しました。

事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料1が「東京都自然環境保全審議会規則」。

資料2が「東京都奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」。

資料3が「東京都指定奥多摩鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】(案)」。

資料4が「「(仮称)自然環境デジタルミュージアム基本構想」の概要」となります。

そのほか、参考資料、会議次第、委員名簿となります。

資料の説明は以上となります。

○石井会長 それでは、これより議事に入ります。

まず初めに、今回の審議会から新たに4名の方に臨時委員に就任いただきましたが、資料1「東京都自然環境保全審議会規則」第3条第2項において、「部会は、会長の指名する委

員及び臨時委員をもって組織する」と規定されております。この定めによって、4名の方には、計画部会に所属いただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。御意見がある場合は挙手をお願いします。

特に御意見はないようですので、新たに就任された委員の皆様は、計画部会にて審議等を行っていただくようお願いいたします。

それでは「諮問第485号 奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、審議を行います。

事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を、山崎鳥獣部会長から御報告をお願いしたいと思います。

では、まず、事務局から説明をお願いします。

○上中野生生物担当課長 野生生物担当課長の上中でございます。今年4月に着任いたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

まず、奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてですが、資料2で説明申し上げます。

当該特別保護地区の20年間の指定が今年10月末に期限を迎えるため、その再指定についての審議案件でございます。

最初に、特別保護地区の位置づけについて御説明申し上げます。

鳥獣保護区及び特別保護地区について、参考1で御覧ください。鳥獣保護管理法に基づきまして、鳥獣保護区と特別保護地区があります。今回の特別保護地区は、「目的」にありますように、鳥獣保護に加えまして生息地の保護もあるため、開発行為の禁止の制限もあります。「審議会」の欄にあります。今回、「期間延長する際」に該当しますので、審議会に付議させていただきました。

次に、都内の特別保護地区について御説明申し上げます。

特別保護地区は都内に8か所あります。今回の奥多摩は4番目になります。

次に、特別保護地区指定までの流れについて御説明申し上げます。

特別保護地区指定までの流れ、参考3を御覧ください。

指定計画書（素案）を作成しまして、今年2月の鳥獣部会で検討していただきました。その後、関係地方公共団体などへの意見照会をしたところ、皆様から賛成をいただいております。

公告・縦覧でも御意見はございませんでした。

さらに、5月の鳥獣部会で、2月にいただいた各委員の意見の回答も踏まえまして、御検討いただき、承認いただいたところでございます。

そして、本日の本審議会に諮りまして、環境省へ届け出して、指定公示となります。

それでは、今回の奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の概要について御説明申し上げます。

まず、概要ですが、面積は1,173ヘクタール。

更新期間は、令和6年11月1日から令和26年10月31日の20年間でございます。

指定目的は、原生的な自然が多く残存していること。

天然記念物のヤマネや絶滅危惧種のハチクマなどの生息地として重要であることです。

右のほうに行きますが、保護に関する方針は4つございまして、1つ目は、鳥獣の生息に必要な自然環境の保全。

2つ目は、多様な野生生物の保護を図ること。

3つ目は、入山者の影響を最小限にするため、職員などが巡視するとともに、奥多摩町関係機関と連携を図りまして、普及啓発を図ること。

4つ目は、20年間の指定の中間の10年後に、生息域の変化を測るため、調査を実施することです。

左下のスケジュールにつきましては、先ほど御説明した流れとなっております。

指定公示は、奥多摩鳥獣保護区も同時更新させていただきます。

ちなみに、お配りしている資料3は、指定計画書案の本体となっております。

簡単ではございますが、奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について御説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、山崎鳥獣部会長から御報告をお願いいたします。

○山崎（晃）委員 鳥獣部会長の山崎です。

それでは、これから審議結果について御報告をさせていただきます。

鳥獣部会では、今年の2月より計2回の部会を開催して審議を行ってきたところですが、2月開催の鳥獣部会、並びに、その後の委員との調整の中で、主に以下の3点について意見がまとまりましたので、報告いたします。

1点目です。

指定計画書の別表2、別表3の、特別保護地区に生息する鳥類リストと獣類リストについ

て、生息すると思われる鳥獣類が漏れているという意見がありました。

2点目については、文化財保護法により天然記念物に指定されているヤマネについて、その希少性から、当該特別保護地区内の生息状況を改めて確認するようという意見でした。

3点目は、別表2と別表3の特別保護地区に生息する鳥類リスト及び獣類リストの作成の基となった調査について、根拠を示してほしいという意見がございました。

このことを受けて、5月に開催された部会では、委員の意見を踏まえまして、加筆修正した計画書（案）が提出されました。

まず、1点目の、生息すると思われる鳥獣類が漏れているという意見に関しましては、前回反映されていなかった現地調査、あるいは文献調査の結果を反映させることで、これは例ですけれども、オオアカゲラ、ウソ、クビワコウモリ、カグヤコウモリなどが追記されています。

2点目のヤマネの生息状況の確認については、事務局のほうで改めて確認したところ、過去の文献あるいは当該特別保護地区内の宿泊施設への聞き取りなどから、生息の確認が取れたため、これらを根拠に獣類リストに掲載いたしました。

3点目の調査根拠の提示については、現地調査による結果か、もしくは、文献調査による結果かを示すことで調査根拠を明らかにしています。

以上の審議を経て、部会では計画案を答申案とすることを承認いたしました。

以上で、鳥獣部会での審議経緯についての報告を終わらせていただきます。

○石井会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明、山崎鳥獣部会長からの報告を踏まえて、審議をお願いいたします。御意見等の発言のある方は、Zoomの機能で挙手をお願いします。

御意見や御質問については、まとめてお伺いして、事務局にまとめて回答していただくようにさせていただきたいと思います。では、何か御質問・御意見がありましたらお願いします。

では、アオヤギ委員、次に保坂委員、お願いします。まず、アオヤギ委員、お願いします。

○アオヤギ委員 質問なのですけれども、この指定に当たっていろいろ調査していただいて、よく分かりました。意見というか質問なのですけれども、私、八王子に住んでいるのですが、八王子のエリアでも貴重な自然が残っていて、この審議会にも規制部会などを経て申請された中にも貴重な自然が調べられて、絶滅危惧種が幾つかいる場所もあったりするので、けれども、本当に、この鳥獣保護区特別保護地区の指定では、開発行為が禁止ということで、こ

ういった生物を守るために大事な制度だと思うのです。この指定をやはり広めていくということも必要なのかなと思っているのですが、指定を広げる際にはどういったことが必要なのでしょうかというのが質問です。

○石井会長 では、続けて保坂委員、お願いします。

○保坂委員 世田谷区長の保坂です。入るのが遅れて申し訳なかったです。

2つありまして、この鳥獣保護区特別保護地区については、積極的に進めるべきだろうと思います。

事務局への質問になるのですが、以前、この審議会で、例えば石切場というところの、いかどうかという審議をするときに、かなり多年にわたってオオタカの営巣とか、そういった環境監査とか生き物の記録を、分厚い調査報告書、とても読み切れないようなものを出していただいた記憶がありますけれども、今回に関しては、確かに3～4枚の鳥類のリストなどがついていますが、今回の指定に当たっての調査報告みたいなものは、審議会なり部会にかけられていないのでしょうか。あるいは、そういった調査は特にしていないのかどうかというのが1つ。

それから、狩猟が禁止になるわけですが、これは、一方で鹿の被害、農作物、結構甚大だということも報告されているのですが、例えば、そういったところで鹿を駆除するなどということはできるのかどうか、その2点をお願いします。

○石井会長 そのほかは取りあえずよろしいでしょうか。

では、続けて藤間委員、お願いします。

○藤間委員 藤間です。

資料3の別表1で、面積については今回変更なしということにされていますけれども、それは何故かというのが1点目。

それから、2点目で、資料3の別表2、別表3について、この20年間で、鳥獣の種類とか生息数の増減、この辺の変化を教えてください。

以上です。

○石井会長 取りあえず、では、ここまでの御質問等について、事務局から回答をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上中野生生物担当課長 御質問のほう、ありがとうございました。

まず、アオヤギ委員の鳥獣保護区の区域拡張、新規指定等についてお答えします。

鳥獣保護区及び特別保護地区の新規指定、区域拡張の場合には、審議会に付議する必要がある

あります。希少鳥獣の繁殖地などの生息状況の変化などがあった場合には、新規指定、区域拡張について検討し、審議会に付議させていただきます。都の最近の指定でございますと、平成29年の八丈小島がございます。鳥類ではアカコッコとかイイジママシクイなどの絶滅危惧種など希少鳥類が多く確認されていることに加えまして、同じく希少鳥獣であるクロアシアホウドリの繁殖地になったとのことで、平成29年に鳥獣保護区特別保護地区に指定させていただきます。

次に、保坂委員の御質問になります。

調査報告書に基づきまして、事務局で指定計画書素案を作成し、鳥獣部会の方で諮らせていただいております。ただ、今回、資料のほうにはつけてはおりません。

あと、2つ目の狩猟禁止、鹿の被害等のことのお話が出ましたが、そちらについては、鳥獣の捕獲には2種類ありまして、狩猟での捕獲、これは狩猟免許を持っている方が趣味などで捕獲する場合なのですが、それが1つと、2つ目は、許可を受けた捕獲で、こちらは、被害を防ぐため、許可を受けて捕獲するというようになっております。

鳥獣保護区や特別保護地区では、狩猟での捕獲が禁止でございますが、許可を受けた捕獲は可能となっております。許可を受けた捕獲の例としまして、東京都シカ管理計画に基づく捕獲、有害鳥獣捕獲、例えば生活の環境被害とか農林水産業被害とか生態系の被害、人身に関わる被害を防ぐための捕獲、学術研究捕獲などがございます。そういった形で、鹿につきましましては、東京都シカ管理計画に基づく捕獲と、有害鳥獣の捕獲として、捕獲をさせていただいているところでございます。

次に、藤間委員のほうからの御質問でございます。

資料3、面積についてなのですが、こちらは、鳥獣保護区の区分けにつきましましては、鳥獣保護区は、河川、海岸線、尾根の山稜線、道路、鉄道、そのほかの現地で容易に確認できる区域線に基づきまして区分けしているように努めてございます。今回、同じ区域、奥多摩鳥獣保護区で再指定をさせていただきました。

2つ目の、この20年間での鳥獣の変化や種類というお話なのですが、こちらにつきましましては、20年に1回、中間でモニタリング調査をしていますが、その後、今回の保護区再指定につきましても、レッドリストとか文献とか聞き取り調査など、現地調査など行いまして再指定をさせていただいたところでございます。その中で、希少鳥獣の増えたもの減ったものなどを調べて、鳥獣部会のほうで諮りまして、議論をさせていただいて、今回、再指定をいただいております。

最後の質問が答えになっていなかったかもしれないのですが、以上になります。

○石井会長 ありがとうございます。

では、今のお答えについて、何か追加で。

○保坂委員 一言だけ。

○石井会長 保坂委員、お願いします。

○保坂委員 私、事前に今日の審議会の準備をしようと思って、このリスト、何ページかのリストを見て、これは原資料として報告書があるのではないかということで、秘書のほうから事務局に、原資料があるのなら送ってくれということを申し上げたのですが、特にそういうものはないという、これは勘違いだったのかもしれないのですが、返答をいただいて、審議会の議論をちゃんとしたものにするためには、そういう、こうやって前もってオンラインでやる場合には、その資料をしっかりと見ようということに対しては、事務局としてちゃんと保証してほしいと。そうではないと、本当に簡略化されたものだけを見て、特段意見も言う材料も非常に少ないので、この点、改善を強く要望します。

○上中野生物担当課長 大変申し訳ありませんでした。今後、その点につきましては検討させていただきます。

○石井会長 では、藤間委員、お願いします。

○藤間委員 御回答、ありがとうございます。

1点、私が別表2・3についての変化点をお聞きしたのは、その状況において、別表1の面積についての拡張が必要ではないかという趣旨で御質問しました。今のお答えですと、この20年間で、今回、また20年間の計画をつくるのですけれども、仮に、その別表2・3が大幅に鳥獣が減っているとか、そういうことなのであれば、場合によっては、別表1の面積の拡張が必要ではないかということで御質問しました。

以上です。

○石井会長 今の御意見について、何か事務局のほうから御回答はありますか。

○上中野生物担当課長 再指定に当たりましては、鳥獣保護区特別保護地区以外の調査として、レッドリストの評価の際には保護区の周辺についても調査をさせていただいたところでございます。そういったことも加味しながら、今回の指定区域を再指定させていただきました。

○石井会長 よろしいでしょうか。

では、アオヤギ委員、お願いします。

○アオヤギ委員 今回の御発言も、私もそう思います。周辺もきちんともうちょっと広げて調べていただきたいなと思います。事業者が申請する段階でかなり貴重なものが分かっている場合もありますので、雲取山周辺だけではなくて、都として生物多様性を守っていくという立場であるならば、一斉に周辺のところも調べながら、必要があるところは鳥獣保護区特別保護地区に指定していくということが必要かなと思っております。これは要望として意見として申し上げます。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

事務局のほうからは特によろしいですか。

○上中野生生物担当課長 皆様から本日いただいた御意見、ありがとうございました。そういったことも含めまして、今後、鳥獣保護区特別保護地区につきましては、再指定等、またいろいろと検討しながらやっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○石井会長 では、そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、ここで皆様にお諮りしたいと思います。異議のある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。

「諮問第485号 奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、本審議会として、山崎鳥獣部会長の御報告のとおり適当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。異議のある方は、異議ありの御発言をお願いしたいと思います。

それでは、特に、異議という御発言はありませんでしたので、「諮問第485号 奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、本審議会として「適当である」と認め、答申いたします。

この後の手続については、事務局でよろしくお願いいたします。

○上中野生生物担当課長 本日の御審議につきましては、どうもありがとうございました。

○石井会長 それでは、諮問第485号、繰り返しになりますけれども、奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、本審議会として適当であると認め、答申いたします。

では、次の議題になりますけれども「（仮称）自然環境デジタルミュージアム構想の検討について」の報告に移りたいと思います。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 皆様、こんにちは。環境局自然環境部生物多様性戦略推進担当課長の太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは「（仮称）自然環境デジタルミュージアム構想」について御報告いたします。

本件は、昨年、153回本審議会において、基本構想の検討を進めていく旨の御報告をさせていただいたところでございます。本日は、その基本構想についての御報告をさせていただきます。それでは、資料に沿って御報告いたします。

資料4を御覧ください。

最初に、上段の、デジタルミュージアムにつきましては、昨年度4月に策定した「東京都生物多様性地域戦略」において、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に向けては、野生生物や生態系に関する自然環境情報を適切に把握していくことが重要としており、そのための必要な取組として「都内の自然環境情報の一元化に努めるとともに、それらをデジタル技術を活用したコンテンツで発信する機能を持つ拠点の整備を検討する」と記載してございます。

昨年の本審議会での報告後、外部有識者の方々の意見聴取を踏まえ、ミュージアムの目指す姿や想定する機能、検討の方向性等を基本構想として取りまとめたところでございます。

資料の左側、検討の背景でございまして、現状と課題として記載してございます。

まず、東京の生物多様性の現状でございます。

東京の生物多様性は、開発による緑の減少や外来種などの様々な影響があり、その影響の背景として、私たちの価値観や消費行動の変化などもあり、社会、経済及び暮らしの在り方を根本的に変えることが必要でございます。

次に、保全と回復に向けた課題といたしまして、野生生物等に関する自然環境情報が適切に把握されておらず、科学的知見に基づく現状評価が不足しているとともに、貴重な標本資料等の一元的な収集と散逸の防止が必要でございます。

また、これまで保全活動を担ってきた方々の高齢化などにより、自然環境を守る人材が不足しております。

そして、これらの課題を解決するため、野生生物、生物多様性への理解、行動変容につなげるためにも、自然環境情報を一元的に収集し、魅力的に発信する拠点整備が必要としてございます。

右側に移りまして、目指す姿（コンセプト）といたしまして、東京の生物多様性の保全・回復への具体的な行動を喚起・後押しし、ミュージアムで想定する機能、検討の方向性を記載してございます。

機能の柱としては3つ。情報基盤の構築、デジタル技術を活用した効果的な発信、保全活

動など、具体的な行動を促す拠点を挙げてございます。こちらにつきましては、スライド3で少し具体的に御説明をいたしたいと思っております。

スライド3を御覧ください。3枚目です。

スライド3の左側から、「情報基盤の構築」につきましては、都民参加により野生生物目録を作成。また、そのためには、研究機関との連携、専門的知見による収集・分析、また、標本類や文献の収集のための収蔵庫の確保に向けた取組としてございます。

次に、中央の「効果的な発信」につきましては、いつでもどこからでも情報にアクセスできるよう、メタバース空間により多くの人々の関心を誘うことや、博物館やイベント等、様々な場所でのデジタルコンテンツの発信、加えて、生物多様性の価値を、文化や暮らしのつながりとともに分かりやすく伝えることで、生物多様性の普及に向けた取組を進めていきたいと考えてございます。

右側になりますが、具体的な行動を促す拠点、「行動変容の促進」といたしまして、教育機関とも連携し、自然体験活動を通じ、将来の人材を育成、また、実際の活動の場として、保全地域等のフィールド活動の促進について、生物多様性推進センター等、関係団体との連携した取組を進めてまいります。

このように、デジタル技術で人と情報、フィールドをつなぎ、ネイチャーポジティブの実現を目指してまいります。

スライド2に戻りまして「事業展開のイメージ」ですが、目指す姿の実現に向け、東京全体が“自然環境ミュージアム”となるような事業イメージをしまして、収集、保管及び学習、保全活動実践の場となる収蔵・連携拠点、それから、デジタルの活用を生かし、収集・蓄積した情報の分析の成果を、順次、ウェブ等で公開してまいります。より多くの都民にリーチできるデジタルコンテンツの体感型展示の在り方についても検討してまいります。

中段の表につきましては、先ほど御説明したスライド3について、収蔵・連携拠点、ウェブ空間、体感型展示という、場と空間ごとに目的、主な取組として整理したものでございます。

最後になりますが「今後の進め方」でございます。

本日お示ししたデジタルミュージアムの役割や機能につきまして、都民の方々や有識者の意見を伺いながら、詳細を検討し、今年度内を目途に基本計画を策定し、本審議会で改めて御報告を申し上げたいと思っております。

以上が「(仮称)自然環境デジタルミュージアム基本構想について」の御報告になります。

ありがとうございました。

○石井会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告について、御意見・コメントなどがございましたら、お願いできればと思います。御発言を御希望の委員がいらっしゃいましたら、Zoomの挙手機能ないしはチャット機能でお知らせいただければと思います。

まず、藤間委員、保坂委員、山崎晃司委員、では、まとめてお伺いすることにします。次に、アオヤギ委員、古城委員という順番でお願いしたいと思います。では、藤間委員からお願いいたします。

○藤間委員 教えていただきたいのですけれども、私、府中市に在住してしまして、府中市では、環境基本計画を推進するために、市民とか市民団体、事業者、それから、市の連携のために環境保全活動センターというのを設けているのですけれども、本年4月から、この環境保全活動センターをホームページにのみに移行したのです。ですから、物理的な場所はなく、ホームページに移設をしています。

つきましては、今日、御説明があった自然環境デジタルミュージアムとの関係で、本市、府中市のほうで情報を東京都さんのほうに上げるときに、どういうことを留意しておくといよと。つまり、今、ホームページのコンテンツを整備してしまして、このミュージアムとの関係で考慮しておいたほうがいい点があれば御教示願いたいと思います。

以上です。

○石井会長 では、保坂委員、お願いします。

○保坂委員 大変いい企画だと思うのですが、1点教えていただきたいのは、実は、世田谷区のほうでも、夏休み、子供たち向けにBiomeというアプリを使いながら、身近な生き物をどんどんチェックして投稿するという呼びかけをやろうとしているのです。去年もやっているのです。たしか東京いきもの調査団という形でやられていると思うので、世田谷区だけではなくて、各都内自治体でも似たような、例えばBiomeを使った生き物チェックみたいなことを始めているとしたら、何かうまくリンクさせることはできないのかなというところの質問です。

また、いきもの調査団は、どのような実績だったのかも簡単に教えてください。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

では、順番が逆になるかもしれませんが、次にアオヤギ委員、お願いします。

○アオヤギ委員 自然史博物館が今までなかったということで、こういったことで、デジタルであるけれどもミュージアムがつくられることはいいことだと思うのですが、博物館ということの名乗る以上、博物館としての機能を果たしてもらいたいなと思っています。それで、博物館法が適用になるものなのかということと、学芸員など、そういう博物館に必要な専門の方たちを配置するのかどうかということをお教えいただきたいと思っています。

○石井会長 ありがとうございます。

では、山崎晃司委員、お願いします。

○山崎（晃）委員 御説明、ありがとうございました。

先ほどの審議事項であった、例えば特別保護区といったようなことを考えるときも、都内の自然情報が一元管理されるというのは、情報にすぐアクセスできますので、とてもいいことですし、期待したいと感じるのですが。やはり、今、アオヤギ委員からもありましたけれども、例えば収蔵スペースというような言葉も出てきますが、それを管理するキュレーター、学芸員のような職員の配置、こうした職員の職務は収蔵庫の管理に限らないと思います。デジタルミュージアムであっても、やはり専門的職員の配置というのは、私は必須だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいということが1つ。

デジタルミュージアムではありますけれども、実物資料の持つ重要さというのは、誰もが認識していることだと思います。スライドの3枚目では、昆虫標本というように、かなり限られた名称が出てきますが、私は昆虫標本に限るのではなくて、都内に散逸している自然史資料はできるだけ集約して保管することも大事だと思いますので、昆虫標本が入るような小さい収蔵庫でいいということではなくて、きちんとした設備が整った収蔵庫の整備も、ぜひ御検討いただければと思います。

以上になります。

○石井会長 ありがとうございます。

では、古城委員、お願いします。

○古城委員 会長、御指名ありがとうございます。古城でございます。

2年前であったかと思いますが、生物多様性地域戦略の改定の際に、この地域戦略に基づいて今回のミュージアムが進んでおるわけですが、そのときに意見として申し上げさせていただいたのですが、国の水循環基本計画に、この水循環というのは生態系の基盤であるとともに、生物多様性を保全する観点からも極めて重要であると、このように示されております。したがって、私は当時、この身近な水というものが生物多様性の理

解につながると考えているということをお願いさせていただきました。

今般のこの自然環境デジタルミュージアム基本構想の中におきまして、東京全体が自然環境ミュージアムとなるようにという事業の展開のイメージが示されております。意見として申し上げたいのですが、ぜひ、水循環の視点というものも、この自然環境デジタルミュージアムの中で表出していただくというか顕現していただくというか、そうしたものをぜひ具体化していただきたいということを、まず意見として申し上げさせていただきます。

それから、質問も兼ねた要望というところになりますが、ウェブ上のオンラインコンテンツとともに、デジタルコンテンツの体感展示とか、あとSusHi Techなどのイベントで発信するというのが今回の資料の3枚目にも記載されております。政策企画局のほうからお伺いしておるのですが、あさっての19日からSusHi Tech Squareのほうで第3期の展示が始まる中で、東京自然いきもの展というものが開催されると。こちらについては環境局さんが担当されているとお聞きしてございます。今回の自然環境デジタルミュージアム基本構想と、今、申し上げた、あさってから始まる東京自然いきもの展の関係性といいますか、描くものが今回、19日から一部が示されるものであるのかどうかというところ。

それから、もう一点、未就学のお子さん、小さなお子さんでも楽しめる内容というのをぜひ要望させていただきたいのですけれども、この展示を見た上で、もちろん、デジタルのものも確認をし、リアルの展示も確認をしながら、また、それとともに自然に触れていく、そうした流れをつくり出していけるような展示内容にさせていただきたいということを要望として申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

では、今、いろいろ御意見・御質問がありましたけれども、事務局のほうから回答をお願いいたします。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 御質問、ありがとうございます。

まず、藤間委員の御質問からお答えしてまいります。

府中市さんのほうで、今、情報をウェブ上に集約というところで伺っております。私どもも、今後、基本計画の検討を進めていく中で、こういったプラットフォームにしていくかというところを、専門家・有識者の意見も聞きながら検討していきたいと思っております。今後、そういったホームページ等の連携というのは、当然考えていくというところではありますが、現在のところ、具体的に申し上げられないというところが現状でございます。

2点目、保坂委員の御意見ですけれども、Biomeを使って世田谷区さんもやられているということで、私ども、昨年度からいきもの調査団という形でBiomeさんのアプリを使った調査を開始したところでありますが、昨年度の実績として一番大きな成果では、5月の時点で、東京のトンボの目録というものを公表いたしまして、そちらについては、ウェブの地図上で、トンボの生息状況、過去にも遡って見られるように発信しているということが成果でございます。

今後、各区さんとも情報を共有していくというところを、今、模索しているところでありますが、連携してやっていけるような方向性について、今後、検討していきたいと考えてございます。

続きまして、アオヤギ委員からの御意見であります。博物館に限らず法に基づく施設、また、学芸員等の設置というところではありますが、こちらにつきましても、今年度、基本計画を作成する中で、情報基盤の機能とか普及啓発における効果的な発信、また、保全活動の具体的な取組を推進するという中で、具体的にどういった機能を発揮するのが効果的だということを有識者等の意見を聞きながら、法的な位置づけについても検討していく。専門家の意見を聞いていきたいと考えてございます。

続きまして、山崎委員からの御質問ですが、キュレーター等の専門家が必要ということで、何らか専門的知識を有する方が必要ではないかなと考えております。

また、実物、昆虫に限らずというところですが、現時点での収集の範囲というものを東京都にとって有用な情報について、有識者の意見も聞きながら基本計画の中で検討してまいりたいと思っております。

続きまして、古城委員からの御意見ですが、まさに水環境の保全というところも地域戦略の中には含まれているというところもありますので、今後、そういった情報についても出していければと思っておりますが、それに関連して、SusHi Tech Squareでというところもお話がありましたけれども、そちらで、360度カメラを使って多摩川の水中を上流から下流まで下って見られるというところの情報を発信しております。お子さんも楽しめるようなコンテンツになっておりますので、そういったものを通じて、自然に触れ合いたい、自然に足を運んでみたくなるというような内容のコンテンツを発信いたしまして、デジタルミュージアムを検討していくこととあわせ取り組むこととしておりまして、まず、デジタルコンテンツの発信、それから、先ほどありましたBiomeの生き物情報の収集ということを先行して着手しているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

今のお答えについて、この点はどうか、特に確認されたいことがあれば御意見を伺おうと思うのですが、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、今日は時間もありますので、ここで一旦質疑を終了させていただいて、明日以降に、もし事務局宛てに御意見をしたいということがあれば、その方法については事務局のほうから御連絡を考えていただきたいと思います。

以上、全体を通じて、今日の議事について特に御意見等はございますでしょうか。

それでは、特にコメント等がなければ、以上で本日予定されていた議事は一通り終了いたしました。以上をもちまして、第155回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。